

## 特産品焼酎製造免許の付与可能都道府県

(特産品焼酎のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。)

当局管内の各府県における、令和4年度から令和6年度までの単式蒸留焼酎に係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、特産品のうち、米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする単式蒸留焼酎製造免許については、令和7年9月1日から令和8年8月31日までの間、いずれも免許付与が可能です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和4～令和6年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費－平均課税	
滋賀県	X	3,348	X	3,599	X	3,037	X	3,328	X	○
京都府	587	7,358	541	7,048	373	6,527	500	6,978	6,478	○
大阪府	X	27,473	X	26,272	X	25,977	X	26,574	X	○
兵庫県	351	15,663	259	14,385	345	14,184	318	14,744	14,426	○
奈良県	12	3,378	10	3,013	9	3,202	10	3,198	3,188	○
和歌山県	91	3,059	77	2,762	76	2,628	81	2,816	2,735	○

(注) 上記数量は、いずれも令和7年6月30日現在の数量により算出しています。